

電気自動車（EV）・V2Hシステム・急速充電器
を導入する事業者の方に

東海村クリーンエネルギー自動車 普及促進補助金



電気自動車（EV）

- ▼対象者
- ①村内に本店、支店、営業所を有する事業者
 - ②過去4年間に於いてこの補助金の交付を受けていない事業者
※村税の滞納がない事業者に限ります。

すべての要件に
あてはまること

▼車両の要件

すべての要件にあてはまること

- ①電気のみを燃料とする4輪自動車であること。 ※PHVは対象外
- ②国の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）」の対象車両であること。
- ③初度登録車両（新車）であること。 ※令和5年4月以降の登録車両 ※中古車は対象外
- ④改造車でないこと。
- ⑤車検証に記載の「使用の本拠の位置」が村内であること。
- ⑥主に村内を走行することを目的とした車両であること。
- ⑦申請者、車両所有者、車両使用者が同一であること。（リースの場合は別で可）
- ⑧リースの場合は、初度登録後3年以上の期間がある契約であること。



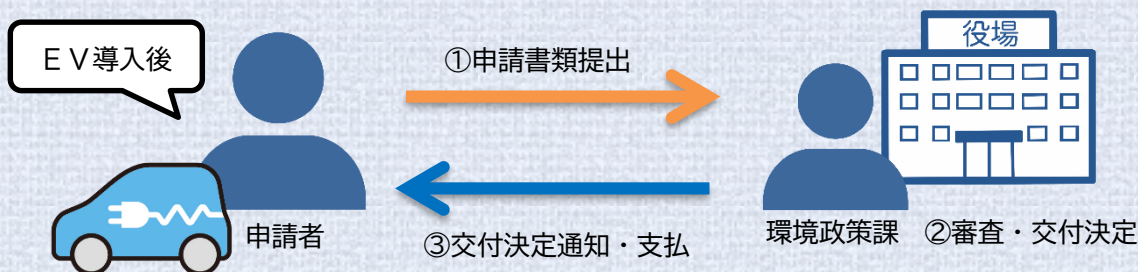
対象車両の確認はコチラ
(次世代自動車振興センター)

- ▼補助金額 **10万円/台** ※申請は1台のみとなります。

- ▼申請期間 **車両の導入後6カ月以内**（車検証記載の初度登録年月/初度検査年月から6カ月）
例：令和5年7月登録の場合 → 令和6年1月末日まで申請可
※登録月の翌月を1月目とします。

- ▼申請方法 以下書類を揃えて申請してください。
- ①東海村クリーンエネルギー自動車普及促進補助金交付申請書
 - ②車両の購入またはリース契約の締結が確認できる書類の写し
 - ③自動車検査証の写し（電子車検証の場合、自動車検査証記録事項の写しも含め）
 - ④申請者の納税証明書
 - ⑤振込口座の記入用紙
 - ⑥申請手続を代理の方に委任する場合は、事務代行届

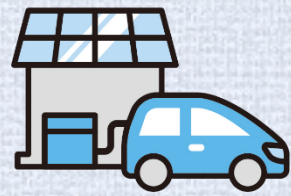
▼申請から補助金支払いまでの流れ



- ・年度予算の上限に達した場合には申請の受付を終了します。
- ・受付は原則として先着順となります。ただし、予算上限に達した日に複数の申請があった場合は、抽選により受付者を決定します。
- ・本補助金の交付を受けた場合、EVは交付決定日から4年間、V2H及び急速充電器は交付決定日から5年間に於いて処分の制限がかかります。売却等をする場合は処分申請が必要となります。
- ・補助金の交付決定後に、次のいずれかに該当すると認めるときは、決定の全部又は一部を取り消すことがあります。また補助金の交付後の場合は、補助金の返還を求めます。
 - (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
 - (2) 補助金の交付要綱に定める事項に違反したとき。
 - (3) その他補助金の使途が不適当と認められるとき。

【事業者向け】

V2H（ビークルトゥホーム）システム



- ▼対象者
- ①村内に本店、支店、営業所を有する事業者
 - ②過去5年間に於いてこの補助金の交付を受けていない事業者
- ※村税の滞納がない事業者に限ります。

すべての要件にあてはまること

- ▼設備の要件
- すべての要件にあてはまること

- ①EV等から電力の取り出しとEV等に充電する設備であること。
- ②国の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）」の対象設備であること。
- ③村内の事業所等に設置される設備であること。
- ④未使用品であること。
- ⑤リースの場合は、設置後5年以上の期間がある契約であること。



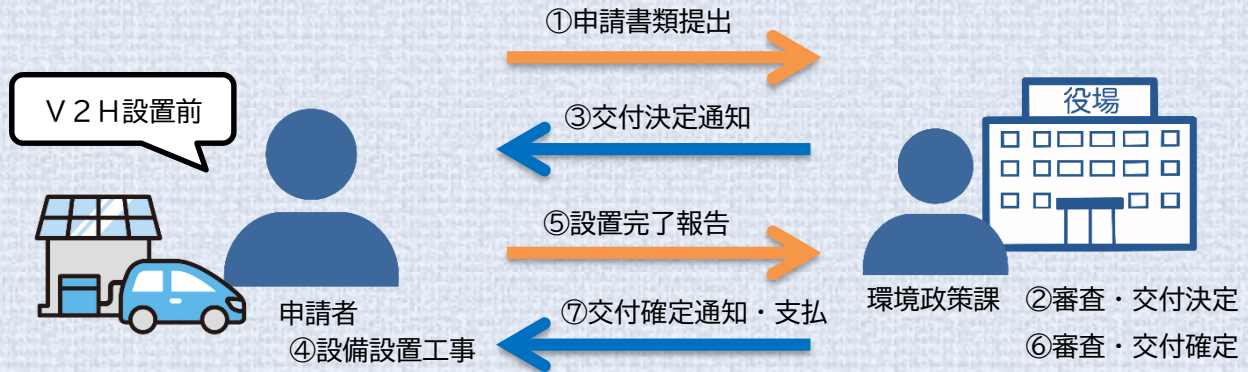
対象設備の確認はコチラ
(次世代自動車振興センター)

- ▼補助金額 **1.0万円/台** ※申請は1台のみとなります。

- ▼申請期間 **設備の設置前** ※設置後に申請することはできません。

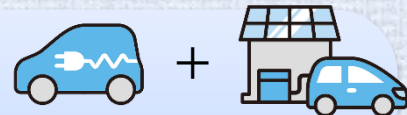
- ▼申請方法 以下書類を揃えて申請してください。
- ①東海村クリーンエネルギー自動車普及促進補助金交付申請書
 - ②設備の設置費用が確認できる書類（見積書）の写し
 - ③設備を設置する箇所の図面及び設置前写真
 - ④設備のメーカー名、製品名、仕様等が確認できる書類
 - ⑤設備を設置する事業所等の所有者が申請者と異なる場合は、所有者の承諾書
 - ⑥申請者の納税証明書
 - ⑦申請手続を代理の方に委任する場合は、事務代行届

▼申請から補助金支払いまでの流れ



※設置予定を変更する場合は、変更申請書の提出が必要になることがありますので、必ずご連絡ください。
※完了報告は、必ず年度内（3月31日まで）に提出する必要があります。

EVとV2Hを合わせて申請する場合



- ▼補助金額 **3.0万円/組** ※申請は1組のみとなります。

- ▼申請時期 **車両の導入前 かつ 設備の設置前** ※導入・設置後に申請することはできません。

- ▼申請方法 車両にかかる添付書類が変更になります。
・車両の導入費用が確認できる書類（見積書）の写し ※車検証の写しは完了報告に添付

- ▼申請から補助金支払いまでの流れ 上記V2Hの流れと同様になります。

EV用急速充電設備



- ▼対象者
- ①村内に本店、支店、営業所を有する事業者
②申請年度において本補助金の交付を受けていない事業者
③国の「充電・充填インフラ等導入促進補助金」の交付を受ける場合、その補助金額と本補助金の合計額が設備の本体価格を超えないこと。
※村税の滞納がない事業者に限ります。

すべての要件にあてはまること

▼設備の要件 すべての要件にあてはまること

- ①電気自動車に充電する機能を有する定格出力10kW以上のもので、充電コネクタ、ケーブルその他の装備一式を備えた設備であること。
②国の「充電・充填インフラ等導入促進補助金」の対象設備であること。
③村内の事業所等の敷地に設置される設備であること。
④一般の利用に供する設備であること。
⑤未使用品であること。
⑥リースの場合は、設置後5年以上の期間がある契約であること。



対象設備の確認はコチラ
(次世代自動車振興センター)

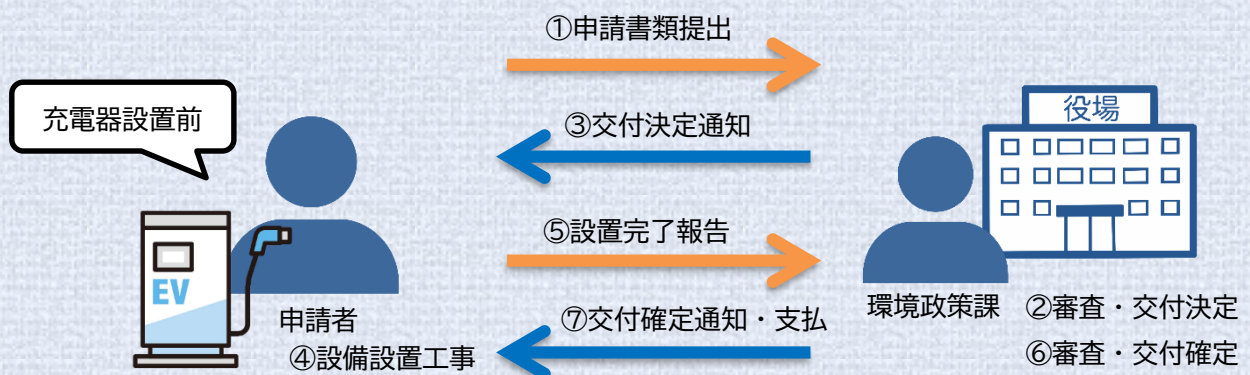
- ▼補助金額 **設備の本体価格の5分の1（上限100万円）** ※申請は1基のみとなります。
※1,000円未満の端数切捨て

- ▼申請期間 **設備の設置前** ※設置後に申請することはできません。

▼申請方法 以下書類を揃えて申請してください。

- ①東海村クリーンエネルギー自動車普及促進補助金交付申請書
②設備の本体価格が確認できる書類（見積書）の写し
③設備を設置する箇所の図面及び設置前写真
④設備のメーカー名、製品名、仕様等が確認できる書類
⑤設備を設置する事業所等の所有者が申請者と異なる場合は、所有者の承諾書
⑥申請者の納税証明書
⑦申請手続を代理の方に委任する場合は、事務代行届

▼申請から補助金支払いまでの流れ



※設置予定を変更する場合は、変更申請書の提出が必要になることがありますので、必ずご連絡ください。
※完了報告は、必ず年度内（3月31日まで）に提出する必要があります。